

## 高大接続改革の進捗状況に対する意見募集への回答（案）について

## ○「大学入学共通テスト（仮称）」実施方針（案）について

分野	主な意見の概要	文部科学省の考え方
1. 記述式問題の導入について	<p>○ 記述式問題の導入は本当に必要なのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別試験で課している、または課すべき。</li> <li>・ マークシート式問題を改善し、代用すべき。</li> <li>・ 出題可能な問題数が限られる。</li> <li>・ 採点の公平性に疑問。</li> <li>・ 自己採点が困難。</li> <li>・ 導入のコストに見合わない。</li> </ul> <p>など</p>	<p>記述式問題の導入により、解答を選択肢の中から選ぶだけでなく、自らの力で考えをまとめたり、相手が理解できるよう根拠に基づいて論述したりする思考力・判断力・表現力を評価することができます。</p> <p>現行のセンター試験を国公立大学が広く利用していることから、共通テストに記述式問題を導入することにより、高等学校に対し、「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善を促していく大きなメッセージとなります。</p> <p>また、大学においても、一定の思考力・判断力・表現力を前提とした個別の入学者選抜や、入学後の質の高い教育が期待されます。</p> <p>さらに、マークシート式問題についても、各教科・科目の特質や難易度を含む識別力の観点も踏まえつつ、思考力・判断力・表現力等を一層重視した作問への見直しを図るため、作問の工夫・改善に努めていきます。</p> <p>採点の精度については、条件設定や採点方法を工夫することにより確保できると考えており、今後プレテストにより確認してまいります。</p> <p>出題数、自己採点の取組、コスト等については、今後、プレテストの状況なども踏まえつつ、明確化してまいります。</p>

2. 英語 4  
技能評価の  
資格・検定  
試験活用  
について

○ 英語の資格・検定試験における公平性の担保は困難、または担保すべき。

- ・ 検定料や実施場所など受検機会を公平に確保することが可能か。
- ・ 練習のための受検は経済的に余裕がないとできない。
- ・ 受検する資格・検定試験によって難易度等が異なる。
- ・ 試験監督者による不正を防止できるか。

など

資格・検定試験の活用に当たっては、大学入試センターにおいて試験結果を一元的に集約し、国が提示する CEFR 対照表に基づく結果を提供するシステムを構築するとともに、その活用事例を提示することにより、各大学による活用を促進していくことを考えています。資格・検定試験団体の当該システムへの参加に当たっては、試験内容や実施体制、セキュリティ等が必要な水準及び要件を満たしているかどうかをセンターが確認することとしております。これにより、入学者選抜に活用される上で必要な学習指導要領との整合性、実施場所の確保や受検料設定に関する配慮、セキュリティや信頼性等を担保したいと考えています。

また、公平な受検機会を確保する観点から、大学に試験結果を提供できる受検時期・回数を高校 3 年生の毎年 4 月～12 月の間の 2 回までに制限します。さらに、各民間事業者を受検会場、受検回数の充実や、経済的に困難な家庭に配慮した受検料設定の努力等を促してまいります。

○ 英語の 4 技能試験は、センターが委託することも含めて共通テストで行うべき。

文部科学省としては、英語の 4 技能の修得及び評価が重要であると考えていますが、特に、「話すこと」については、約 50 万人の受検生を対象として同時に同じ問題で試験し、公平に評価することは、日程や環境整備の観点から困難であり、このことは委託した場合でも同様です。

一方、民間の資格・検定試験は、英語 4 技能を総合的に評価するものとして社会的に認知され、一定の評

価が定着しており、高等学校教育や大学の初年次教育の場でも活用が進み、推薦・AO入試を中心に大学入学選抜にも活用されています。英語4技能評価を実現するためには、資格・検定試験を活用し、英語4技能評価を推進することが有効と考えられます。

○ 資格・検定試験は、学習指導要領に準拠して作られているわけではなく、高校の授業が、資格・検定試験対策に偏重するのではないかと。

高等学校学習指導要領では、「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能を総合的に育成することとしており、4技能を総合的に評価しようとする民間の資格・検定試験と、育成・評価する能力の方向性は一致していると考えられます。

また、高等学校学習指導要領では、各学校が編成する教育課程の目的や目標に応じ、家庭での生活や学校での学習や活動、地域での活動、職場での活動など、多様な言語の使用場面を取り上げて指導することとしており、各資格・検定試験が掲げる目的は、それぞれ多様ですが、いずれも学習指導要領が想定している言語の使用場面の範囲から外れるものではないと考えられます。

○ 資格・検定試験の導入のために、受検生に経済的負担を課すべきではない。

文部科学省としては、民間の資格・検定試験の受検に伴う経済的負担を軽減するため、各団体に受検料における値下げの配慮を求めてまいります。

また、大学に提供する試験結果としては、高校3年生の4月～12月の間の2回までに制限することとしています。

	<p>○ 高校 2 年生までの結果も入学者選抜に活用できるよう、受検回数を制限すべきではない。</p>	<p>民間の資格・検定試験を活用する場合、大学入試に向けた準備の早期化、それに伴う高校教育への影響、家庭の経済的状況や居住地による格差等が懸念されるため、大学に提供する試験結果としては、高校 3 年生の 4 月～12 月の間の 2 回までに、制限することが有効であると考えています。</p>
3. その他	<p>○ 英語以外のセンターの外国語試験は、存続すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国語試験も 4 技能評価とすべき</li> <li>・ 現在のセンター試験の科目以外の外国語も追加すべき。</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>○ 共通テストは、大学入学資格試験と位置付けるべき。</p>	<p>共通テストの英語以外の外国語は、平成 35 年度までは実施されることとなりますが、その後の取扱いについては、英語の詳細な制度設計の検討状況を踏まえ、引き続き検討したいと考えています。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>各大学における共通テストの結果の取扱いは、各大学の主体的な判断に委ねられています。</p>